

朱器大饗と撰関

渡邊 誠

はじめに

筆者はこれまで大臣大饗について①「大臣大饗と太政官」②「大臣大饗沿革考」③を公表してきた。ここでは、「大臣」の大饗であるにも関わらず「撰関家」の問題としてその性格や歴史的意義を考察し評価しようとするのは全くの不合理、または関心が「大饗のごく一部分に偏っている」という認識から、主として太政官の問題として根本的に見直すことを試みた。その立場と、その考察から得た結論には聊かの迷いもないのだが、さりとて、太政官や官廷社会のなかで撰関が他の公卿とは異なる特殊な地位にあるのも確かであつて、それが大饗にどのように反映されているかを問うこともまた、無意味ではない。大臣大饗と撰関との関係で特に注目されるものに、撰関の地位と密着した藤氏長者が行う大饗である「朱器大饗」がある。先の論考では上記の分析視角のために十分には触れなかつたので、本稿であらためて、この「朱器大饗」について、先の考察に基づき新たな大臣大饗の認識枠組みに立脚しながら、検討してみたい。

朱器大饗について詳しく論じたものとしては、岩井隆次氏の考察がある④。ここでは、朱器（大饗に使用する朱塗りの酒器・食器）とそれを置く上部朱塗りで脚部黒塗りの台盤が藤氏長者の伝家の重宝としての位

置づけを獲得するのは兼家の時代の頃、一〇世紀の終わりとみられること、しかしそれを撰関家のレガリアとして他の重宝とともに藤氏長者交替時に授受する儀式が始まるのは師実の時と考えられること、そして、同じく師実の時から藤氏長者新任後の最初の正月大饗で必ず朱器台盤が使用されるようになり、この初度大饗を「朱器大饗」と呼んだこと、道長が土御門第の火災に際して朱器を取り出したときに「大饗朱器」と呼んでいるので、以前から藤氏長者の大饗で用いられていたことは確かだが、師実以前に特にそれを特別扱いはしていなかつたこと、などが指摘されている。朱器大饗に関しての基本的な情報をほぼ網羅している観があり、これ以上の考察は屋上に屋を架すようではあるが、朱器大饗の事例の見落としもあり、若干の知見を加えることは可能なようである。また、上島享氏が岩井氏の研究を援用して、朱器大饗を含む藤氏長者就任儀礼の開始を、撰関が王権の一翼を担う国政上の地位の確立を示すと論じているが⑤、朱器大饗を撰関家の確立によつて生まれた権威を象徴する儀礼として意義付けることが正しいかどうかは、朱器大饗だけを見ていても判断できない。前提として、他の大臣大饗や前後の時代のあり方も含めた大臣大饗全体のなかに正しく位置づけることが必要である。そのうえで本稿では、朱器大饗を当該期の政治構造のなかに位置づけることを試みてみたい。

【表1】朱器大饗・朱器台盤関係記事一覧（岩井隆次氏作成のものに朱器大饗の事例・史料を追加）

	出典	長者	内容	備考
1	『御堂関白記』長和5(1016).7.21	道長	火災	「大饗朱器」
2	『水左記』承保2(1075).10.2・3	師実	朱器台盤渡り	
3	『台記』仁平2(1152).1.26	師実	承保3.1.19 朱器初度大饗	承保2長者・関白
4	『後二条師通記』寛治3(1089).1.21 『中右記』寛治3.1.22	師実	朱器大饗	22日大饗の鋪設記事 寛治2太政大臣 (応徳3<1086>摂政)
5	『中右記』嘉保1(1094).3.11	師通	朱器台盤渡り	
6	『中右記』嘉保2(1095).1.19	師通	朱器大饗	嘉保1関白・長者
7	『殿曆』康和1(1099).10.6	忠実	朱器台盤渡り	
8	『長秋記』天承1(1131).1.19・『御遊抄』	忠通	朱器大饗	保安2(1121)長者 大治4(1129)関白
9	『台記』久安6(1150).9.26	頼長	朱器台盤等奪取	
10	『台記』仁平2(1152).1.25・26 『兵範記』仁平2.1.26	頼長	朱器初度大饗	久安6(1150)長者 仁平1.1内覧
11	『兵範記』保元1(1156).7.19	忠通	朱器台盤渡り	
12	『兵範記』保元3(1158).8.8.11	基実	朱器台盤渡り	
13	『玉葉』承安1(1171).1.19	基房	朱器大饗	仁安1(1166)長者 嘉応2(1170)太政大臣
14	『御遊抄』同(承安3<1173>).1.13	基房	朱器大饗	承安2関白
15	『吉記』寿永2(1183).12.1	師家	朱器台盤渡り	
16	『玉葉』文治2(1186).3.16	兼実	朱器台盤渡り	
17	九条家本『除目抄』紙背文書 建永1(1206)朱器大饗雑事	良経	朱器大饗	建仁2(1202)長者・摂政 元久1(1204)太政大臣 (元久2太政大臣辞任)
18	『資季卿記』仁治3(1242).3.24	良実	朱器台盤渡り	
19	『黄葉記』寛元4(1246).1.28	実経	朱器台盤渡り	
20	『勘仲記』正応2(1289).4.21	家基	朱器台盤渡り	

一 朱器大饗の具体像

1 朱器大饗の事例

まず、朱器大饗の事例を確認していこう（「」は表1事例番号）。

「朱器大饗」の呼称の初見は岩井氏も指摘する通り、頼長が自身の「朱器初度大饗」【10】の先例とした承保三（一〇七六）年正月十九日の師実の「朱器初度大饗」【3】である。『江家次第』巻二・正月・大臣家大饗に「近代任大臣明年正月行レ之」とあるように、この頃には正月大臣大饗は大臣任命の翌年にも行うことになっており、以下に述べていくように関白就任の翌年にも行った。この師実の正月大饗は、前年の承保二十年十月に藤氏長者・関白となったことを受けてのものである。

師実は承保三年に続いて寛治三（一〇八九）年にも、前年の太政大臣就任を受けて正月大饗を行っている【4】。『後二条師通記』には前日に朱器台盤が東三条第の大饗の座に置かれたことがみえる。『後二条師通記』ではこれを特に「朱器大饗」と呼んだようにはみえないが、『中右記』では「朱器大饗」と呼んでいる。承保三年の事例【3】は後世に先例として述べたものだから、同時代史料で「朱器大饗」の名称がみえるのは、この『中右記』寛治三年正月廿一日条が初見である。

嘉保元（一〇九四）年に師実のあとを受けて関白・藤氏長者となった師通も、その翌年の嘉保二年正月十九日に賀陽院で「朱器大饗」を行ったことが『中右記』にみえる。

天承元（一一三一）年正月十九日に東三条第で行われた忠通の正月大饗も『長秋記』に「朱器」の注記があり、後世の『御遊抄』大臣大饗御遊付関白朱器もこれを「関白朱器大饗」と伝える【8】。これは二年前の大治四（一一二九）年の関白就任後初めての正月大饗である。忠通は、保安二（一一二二）年三月五日に関白・藤氏長者となり、その後保安

四年正月二十八日に撰政、さらに大治三年十二月十七日に太政大臣となつてゐるが、いずれも翌年正月に大饗を行ったことは確認できない。藤氏長者となつて以後の史料で確認できる忠通の正月大饗の事例は、天承元年が唯一のものである。

久安六（一一五〇）年九月、忠実は忠通に対して撰政の地位を頼長に譲るよう迫つて拒否されると、源為義ら家人武士に命じて東三条第の倉をこじ開け、渡莊券や朱器台盤など氏長者の象徴と氏長者の地位を剥奪して頼長に付した【9】。こうした撰閑家の内紛に対して鳥羽院は、十二月に忠通を閑白に、翌仁平元（一一五一）年正月に頼長を内覧に任じて調整を図つた。『兵範記』仁平二年正月廿六日条に「去々年九月廿六日推「受氏長者」、去年正月十日蒙「内覧宣旨」、彼両事之後、且依「先例」、今年被「行」朱器大饗也」とあるように、頼長は忠通に対抗して閑白に準じて藤氏長者・内覧として朱器大饗を行つた。『台記』ではこれを「朱器初度大饗」と表現する【10】。

次に「朱器大饗」と明記された大饗は承安元（一一七一）年正月十九日の基房の大饗である【13】。基房は、仁安元（一一六六）年七月に撰政・藤氏長者になつたあと、嘉応二（一一七〇）年十二月に太政大臣となつており、それを受けて翌年正月に朱器大饗を行つたのである。彼にとつて、これが藤氏長者となつて初めて行つた正月大饗であつた。

基房は、さらに承安三（一一七三）年にも正月大饗を行つたようで、これを『御遊抄』は「閑白朱器」としている【14】。前年十二月の閑白就任を受けてのものである。なお、『御遊抄』の記事は「嘉応二・十二・十四、太政大臣（基房）」の任大臣大饗の事例に続けて「同三・正・十三、閑白朱器」と記載している。これを素直に読むと嘉応三年⇨承安元年の事例に見えるが、承安元年の基房の大饗は上述のように十九日なので日付が合わないし、そのときは撰政であつて閑白ではない。承安三年の誤りとみるべきものである。

最後に、元久二（一一二〇五）年に藤原良経が翌年正月の大饗開催のために作成したと考えられる注文が九条家本『除目抄』（春除目抄）第一紙背文書として伝はつており、この標題が「朱器大饗雜事」となつてゐることがあげられる【17】。これには鎌倉初期における朱器台盤の様態も詳しく、朱器は総数二〇一個（花形を有するものが一〇一、ないものが一〇〇）、台盤は尊者料人別二脚（三尺）・納言参議料一二脚・非参議大弁料一脚・弁少納言料四脚（以上四尺）・外記史料二脚（八尺）の計一九脚以上（尊者料が「人別」とある）であつた。岩井氏が取り上げた『中右記』嘉保元年三月十一日条の「朱大盤廿七（此中八尺長二、四方六、小大盤十九、…）」という記事との対応関係を考えてみると、八尺の長さの大台盤二脚は両史料で一致して、『除目抄』にあるように外記・史の配膳に使用するものである。『除目抄』の納言参議料一、脚は、『中右記』で六脚とされる方形のものとは対応しないから、小台盤一九脚に含まれるだろう。これと同じ四尺と『除目抄』にある非参議大弁料と弁少納言料の合計五脚も同様に小台盤一九脚に含まれるとみると、尊者料の三尺の台盤は『中右記』でいうところの「四方六」に当たることになり、三人分の方形の台盤があつたとみられる。『中右記』によれば台盤を入夫が運ぶ順番は「先四方六、次小大盤十九、次八尺二」だから、尊者料↓公卿・弁・少納言料↓外記・史料と貴賓者用のものから順に並ぶことになり、以上の想定で間違いないだろう。そうすると、『中右記』と『除目抄』とは後者のほうが小台盤が二脚足りないことになるが、朱器等にも不足が見られるから、年を経ていつしか失われたのであろう。

管見に入つた「朱器大饗」やそれに準じた呼称を明記する事例は以上の八例である。なお、岩井氏は藤氏長者新任後最初の初度大饗を特に「朱器大饗」と言つたとしたが、初度でなくとも「朱器大饗」と言つた事例が寛治三年の師実大饗、承安三年の基房大饗と確認できる（岩井氏も寛治三年師実大饗の事例は拾つてゐるが、当日の記事に「朱器大饗」

【表2】藤氏長者の大饗における朱器・台盤／机・様器の使用例

	大饗開催日	長者	正月	任	典 拠
1	承平6 (936) .8.19	忠平		机・様器	初任大臣大饗雑例・西宮記・北山抄
2	天慶6 (943) .1.10	忠平	様器		西宮記
3	永祚1 (989) .12.20	兼家		机	初任大臣大饗雑例
4	寛仁1 (1017) .12.4	道長		机	御堂閑白記・小右記・左経記
5	万寿2 (1025) .1.20	頼通	大盤		左経記<1.19>
6	延久2 (1070) .3.23	教通		机	
7	承保3 (1076) .1.19	師実	朱器		台記<仁平2.1.26>
8	寛治2 (1088) .12.14	師実		机	中右記・初任大臣大饗雑例
9	寛治3 (1089) .1.22	師実	朱器・台盤		後二条師通記<1.21>
10	嘉保2 (1095) .1.19	師通	朱器		中右記
11	嘉承2 (1107) .1.19	忠実	朱漆台盤		中右記
12	天永3 (1112) .12.14	忠実		机	殿暦・中右記
13	永久1 (1113) .1.16	忠実	大盤		殿暦・長秋記
14	天承1 (1131) .1.19	忠通	朱器		長秋記・御遊抄
15	仁平2 (1152) .1.26	頼長	朱器・台盤		台記
16	久寿2 (1155) .1.21	頼長	台盤		兵範記
17	平治1 (1159) .1.22	基実	机		九条家本除目抄紙背文書
18	承安1 (1171) .1.19	基房	朱器		玉葉
19	承安3 (1173) .1.13	基房	朱器		御遊抄
20	文治5 (1189) .12.14	兼実		机	玉葉
21	元久1 (1204) .12.14	良経		机	殿記
22	建永1 (1206) .1.-	良経	朱器・台盤		九条家本除目抄紙背文書

と明記しない『後二条師通記』のみで『中右記』の記事を見落としたため「朱器大饗」とみなすのを躊躇したのだろうか。次に述べる『江家次第』の裏書の記述からも、「朱器大饗」を特に初度に限る必要はない。

2 藤氏長者の大饗における朱器台盤の使用の有無

朱器大饗が藤氏長者新任後最初のものに限られないとすれば、大臣大饗に朱器台盤が使用されるのはどのような場合かということが再び問題となる。「朱器大饗」と書かれた事例以外にこれを考える材料はないだろうか。『江家次第』巻二・正月・大臣家大饗の裏書に「藤氏長者朱器台盤…正月大饗用此器也、自余大臣大饗用赤木黒柿机・様器等」とある。朱器台盤を使わない場合は赤木・黒柿の机と様器を使うという。具体例では例えば『吏部王記』逸文（いずれも『西宮記』所引）承平六（九三六）年八月十九日条に「依次座定、立机備饗、参議已上用黒柿牙象机・寶薦、弁・少納言用支佐木机、無薦（以上用様器）、其尊者用両案、史・外記用榻足机（用土器）」（忠平任太政大臣大饗）、天慶八（九四五）年正月五日条に「尊者座以赤木机四前、参議已上以黒柿机三前（対座）、弁・少納言、濱椿二前、外記・史座、机用榻足云々」（右大臣実頼正月大饗）、天曆二（九四八）年正月五日条に「用机・様器（公卿赤木、弁・少納言及壇下用黒柿）」（右大臣師輔正月大饗）とある。朱器だけに注目せず、儀式次第のなかに記された台盤や机、様器に着目することで朱器台盤の使用の有無を確認できるはずである。そこで、藤氏長者が行った任大臣大饗・正月大饗の事例から、これらの使用状況が知られる事例を収集整理すると、表2のようになる（ゴチックは表1と重複する事例、『』は表2事例番号）。

なお、留意点として、九条家本『除目抄』紙背文書によれば、台盤は尊者以下の料であり、朱器大饗でも主人・親王・一世源氏には赤木や支佐木の机が使われたので、たとえ「机」が史料中に見えても、これが主

人料などであれば、台盤不使用の事例とみなせず、除外している。

表2を一見して気付くことは、任大臣大饗に朱器台盤が使用された事例はないということである。例えば師実の場合、上述のように承保二（一〇七五）年十月に藤氏長者となって朱器台盤渡りの儀礼を行った後【2】、承保三年【7】・寛治三（一〇八九）年【9】と正月大饗で朱器台盤を使用しながら、その間の寛治二年の任太政大臣大饗では尊者以下に台盤ではなく机を使用している【8】。

一方、「朱器大饗」という名称が見えなかった忠実の事例でも、嘉承二（一一〇七）年【11】・永久元（一一一三）年【13】の正月大饗は「朱漆台盤」「大盤」の使用が確認できる（台盤が朱漆塗りだったことは、九条家本『除目抄』紙背文書で確認できる）。久寿二（一一五五）年の頼長の正月大饗【16】も同様である。この頼長の大饗は例外的なものだが（本稿冒頭掲出拙稿①八五頁・②一八頁参照）、忠実の事例は「朱器大饗」の称が史料に明記されていないとはいえず、朱器大饗とみて問題のないものである。九条家本『除目抄』紙背文書は先例に基づいて朱器大饗の用途を整理した注文だが、その主たる先例としてあげられた寛治三年（師実）【4】・嘉承二年（忠実）【11】・天永四年（永久元年、忠実）【13】・大治六年（天承元年、忠通）【8】・嘉応三年（承安元年、基房）【13】の正月大饗は全て朱器大饗とみなしてよい。

では、正月大饗に朱器台盤を使用するようになるのは何時からか。上記のように「朱器大饗」という呼び方の初見は師実の事例だが、長和五年（一〇一六）年七月二十一日に土御門第が焼亡した際に「大饗朱器」を取り出させたことが『御堂関白記』にみえることは【1】、すでに岩井氏が指摘している。そして、実例としても、『左経記』万寿二（一〇二五）年正月十九日条に、翌日の頼通の正月大饗のための装束に当たり「立大盤等」とあって、その使用が確認できる【5】。この大饗は何ら特殊な事例ではない毎年正月に行われる通例のものであり、この頃には毎年

の正月大饗に朱器台盤が使用されていたと考えられる。

さらに以前には台盤の使用例は確認できず、むしろ天慶六（九四三）年の忠平の正月大饗では朱器ではなく様器を使用している【2】。しかしこれは、『西宮記』正月・臣家大饗所引き『吏部王記』天慶六年正月十日条に「皆用蔬菜、无魚鳥、盛用様器」とあるもので、『九条殿記』同日条によれば本来の式日の正月四日が御物忌に当たり十日に順延した結果、御斎会の期間中となったために精進物で質素に執り行った大饗で、『吏部王記』はその通常とは異なる様子を特記したものであり、むしろ普段は様器とは違うものが使用されていたと考えねばならない。

『江家次第』巻二・正月・大臣家大饗の裏書に「藤氏長者朱器台盤、閑院左大臣冬嗣公御物」と伝えられるから、やはり朱器であろう。大饗成立の早い時期から一貫して、藤氏長者の正月大饗では朱器台盤が使用され、それ以外は机・様器が利用されていたとみて差し支えない。

なお、九条家本『除目抄』紙背文書「朱器大饗雜事」には「保元」の大饗では公卿に赤木机が、上官に保々木机が使用されたとある。この文書が先例として取り上げるのは主として藤氏長者による正月大饗であるから、この「保元」も保元四年（平治元（一一五九）年）正月二十二日に前年の関白・氏長者就任を受けて行われた基実の正月大饗と考えられるが【17】、同文書には「保元諸国不足事多、被宛御庄々」とあって、本来は諸国所課で賄うべき料物の多くを荘園所課とするなどの急場しのぎの措置が取られており、それは『兵範記』保元二年八月九日条に「諸国所課、云三祿物、云三召物、雖存永久吉例、造内裏并大神宝以下 朝家大事重疊、仍経奏聞、各被減定了」とある同十九日の基実任右大臣大饗と同様の事情であって、そのために例外的に朱器大饗の盛儀としては行われなかったものと思われる。

料理に精進物を用いたり、経費を節約したりした大饗の場合に朱器台盤を使用しないことは、その大饗を略式としたことを意味する。それは、

朱器台盤を使用しない任大臣大饗が、母屋ではなく廂を使用し、蘇甘栗使の派遣もないといった点で正月大饗の略儀の性格を持つことと同様である。また、このことは、正月大饗の開催期日が藤原穩子の死去にもなつて本来の正月四日・五日から中旬に繰り下がって以後、さらに下旬となることについて、御齋会の期間中は精進物を用いることになり、それを避けるためと考えた拙稿②の想定を補強することにもなるだろう。いつまでも正月大饗を略式のままにするわけにはいかなかったのである。

3 「朱器大饗」の成立

早くから一貫して藤氏長者の正月大饗では朱器台盤が使用されていたと考えられるなら（遅くとも道長・頼通期には確実）、あらためて「朱器大饗」と特別視されるようになるのが師実の時期からであることの意味が問われねばならない。

拙稿②で明らかにしたように、太政官の儀礼である正月の大臣大饗は十世紀末までは各大臣が毎年行っていたが、道長執政期以後は普通の大臣は大臣に新任された翌年の正月（または何年か後）に一度だけ開催するようになり、毎年の正月大饗は太政官の首班（摂関）の大臣一人だけが行うようになる。その太政官首班による毎年正月の大饗は、道長・頼通・教通と確認されるが、後三条朝に入ると財政再建のなかで整理対象となつて姿を消す。以後は、『江家次第』にもあつたように、大臣大饗は摂関その他の区別なく全ての公卿が大臣初任時（および太政大臣新任時）とその翌年（または何年か後）の正月（関白任命の翌年を含む）に行うだけとなる。そして、太政官首班による毎年の正月大饗が消滅するので契機するように、「朱器大饗」の呼称が史料上に登場するのである。

つまり、摂関が大臣を代表して行う大饗がなくなり、大饗開催の面での他の公卿との違いがなくなるという条件のもとで、あらためて摂関と他の公卿とを差異化しようとする意識がはたらいて、それまではさほど

注意されることもなかった朱器台盤の使用という事実が特に注目されるようになり、藤氏長者（摂関）の正月大饗を「朱器大饗」と呼ぶようになるのである。師実のときから「朱器大饗」の称が現れるとはいっても、朱器台盤の使用はそれ以前から行われていたのであつて、大饗の内容それ自体には何の変化もないということは、留意しなければならない。

したがって、上島享氏が述べるように中世的な摂関家の特別な地位が確立することによって、それを象徴する新たな儀礼として朱器大饗が生まれたわけではない。むしろ、摂関の特別な地位を表象する大饗はそれ以前にこそあり、それが失われたことが、「朱器大饗」と特別視される契機であつた。また、朱器大饗を中世摂関家の権威の表象とみるのもどうだろうか。拙稿②で述べたように、鎌倉期になると大臣大饗は任大臣大饗のみとなり、正月大饗は良経の大饗〔17〕を唯一の例外として一切なくなる。正月大饗が存在しないのだから当然、朱器大饗も存在しない。レガリアとしての朱器台盤の存在はともかく、ほぼ院政期にしか存在しない特別視された「朱器大饗」を中世摂関家の権威の表象とみなすことには問題があるろう。

二 摂関の政治的地位と朱器大饗

摂関が大臣の代表としての地位で行つてきた大饗が後三条天皇の主導する財政政策のなかで廃止され、それにかわつて藤氏長者の朱器台盤の使用が他の公卿の大饗と区別するものとして意識されるようになるということを「摂関政治」から「院政」へという政治構造の変化のなかに位置づけようとするとき、この現象はどのように説明されるべきだろうか。

摂関政治から院政への移行を、摂関の有した政治的役割の院による否定・抑圧、それによる摂関家の衰退という権力闘争の結果として描くことは、現在の研究の到達点から見れば意味のないことである。なんと

れば、摂関が天皇輔弼の臣として国家意志の決定に参与したことは摂関期から院政期にかけても同様であつて、その国政上の地位・役割や権威を全く喪失したわけではない。むしろ院政期は、外戚の立場を離れてその政治的地位を独自に継承する「摂関家」の確立期ともされる。では、院政期の摂関の役割と区別される「摂関政治」とはどのように認識すべきか。以下、「摂関政治」「院政」についての私見を概述しておきたい（あくまで概括であつて、細かな変遷・紆余曲折には目をつむる）。

下向井龍彦氏は、河内祥輔氏の議論を踏まえて、院権力の根源を皇位継承の決定権に求めた^①。これを摂関期にも敷衍するならば、河内祥輔氏が摂関期の皇位継承について、藤原氏を生母とする天皇が皇統を作る資格を有することで特定された外戚家として藤原氏が皇位継承システムに組み込まれ、皇位継承が摂関という貴族のトップの決定に連結していたとする議論が注意される^②。外甥・外孫を立太子させることのできた藤原氏主流の血統の貴族が次代の摂関の地位を担い、あるいは時の摂関と外戚関係にある皇子が立太子することで皇位継承が決まる。摂関期に、皇位よりもむしろ、摂関の地位をめぐる政争が目立つのは、皇位継承が摂関の継承と連動し、摂関が貴族のトップとして天皇を擁護する体制が形成されていて、権力闘争の焦点が摂関の地位に集まるからである。こうした体制が生まれる分水嶺は承和の変にある。

奈良時代の皇位継承は天武直系（草壁—文武—聖武）の継承を女帝が中継ぎすることで実現する皇位継承プランであり、その血統の皇子が途絶したことで皇位を得た淳仁は、他戸親王の誕生によって再び天武直系プランが可能となったとき、孝謙上皇によって天皇としての権限の大部分を接収され^③、淳仁を支持する藤原仲麻呂の反乱の帰結として皇位を廃された。葉子の変も、弟の嵯峨に皇位を譲っていた平城上皇が皇権を再び行使しようとして「二所朝廷」の様相を現出したことに対して、嵯峨天皇側が機先を制して平城の側近を失脚させることで権限を一元化し

た事件であり、これらの政争はともに直接皇権を焦点とするものであつた。その後、嵯峨は仁明・淳和両統を送立させた皇位継承プランを立案し、上皇として天皇の地位を擁護した。その嵯峨が崩御したとき、両統送立の矛盾は一挙に表面化するが、そこで中心的な役割を果たしたのが藤原良房であり、その外甥に当たる道康親王が淳和系の恒貞親王に替わつて立太子することで次代の外戚としての地位を確立し、文武—清和の皇位継承を実現していくことになる。これより以後、応天門の変は嫡子のない良房の後継者の地位をめぐる、清和に娘の多美子を入内させていた良相が惟仁親王（清和天皇）の藩邸の臣として競合する源氏の失脚を図つたことを事の発端とするように^④、貴族首班の地位をめぐる政争が展開するようになる。

近年、摂関期の国母の政治的役割を強調する研究も多いが、基本的にその役割とは、天皇に関すること（即位・元服・遷宮・後見など）を除けば、時に摂関の地位をめぐる対立する一族を長老格として束ねて調整し、摂政・前摂政に対する事項について幼帝や摂政本人に代わつて決裁するもので^⑤、藤原氏内部におけるものと考える。それが政治的に重要性を高めるのは、先に論じたように、摂関の地位が権力闘争の焦点となるからに他ならない。藤原氏ではないが、太皇太后橘嘉智子の支持を得て承和の変が断行されたことは、摂関政治体制における国母の役割を象徴するものと言えよう。

「摂関政治」の本質が、皇位継承と連動して確定する貴族トップとしての摂関が皇位を擁護し、天皇の政務を補弼する体制であるなら、その内実は天皇と摂関が各々の存在に相互に依存し合つた政治体制である。その弱点が、平穏な時代を過ぎ、社会が行き詰まりをみせ、寺社叢訴などの解決困難な問題が噴出してくることで、表面化する。利害の対立で激しく反目し合う権門を相互に納得させる解決を図りたい難問に直面したとき、天皇の補佐者にすぎない摂関は責任を取りきれず最終的な判

断を天皇に委ねることが増え、そうした摂関に頼ることなく全てを優越する立場から果断に決定し断行できる専制権者が求められた。そこで登場するのが後三条天皇であり、白河上皇以下の院政である¹⁵⁾。そして、院政が展開するなかで、国家権力の根源である天皇は、政治的に傷つく恐れを抱えてまで自ら決断するリスクを回避して君主としての聖性が純粹化され、世俗的な権力はますます院に集中していく。院は、讓位してタプー・マギーから解放された自由な立場に立ち、自らの意志で天皇を決定し、その父権と元天皇という絶対的な権威を背景に、専制的な権力を振るって時代に対処しようとした。

聖性と不可侵性を求められる国家秩序の源泉としての天皇と、そこから解放されて世俗の権力を担う院という関係は、祇園御霊会における両者の行動のなかに象徴的かつ対比的に表れている。院政期以降、天皇は御所近くを通過する神輿を避け、御霊の疫気に触れぬよう神幸路から離れたところへ事前に方違行幸するのが慣例となる。一方で院は御霊会に積極的に関わり、神輿に随行する馬長を諸所殿上人に調進させて祭礼に華麗な彩りを与える事実上の主催者となり、天皇在位時とは打って変わって、神輿の靈気を避けて身体を清浄に保つことなど考えることなく雑踏の神幸路に栈敷を構え、他の貴顕ともども神輿渡御を見物するのである¹⁶⁾。

このように、時代の要請によって院政という政治形態が定着していくため、摂関と院との関係は、個々の政局におけるイニシアチブの如何にかかわらず、院の絶対的優位を基調とする。しばしば院への対抗・政治的主体性の発揮として描かれる堀河天皇と関白師実・師通執政期においてすら、師実の太政大臣や関白の地位は「院仰」によるもので、叙位・除目においても院と内裏との間を使者が往返して院の意向が伝えられていて、後に「任人折紙」で指示する形式に整えられる関係の基礎はすでに存在したし、天皇・摂関が充分に裁決できない問題については院に最

終的な判断が求められた¹⁷⁾。天皇補弼の臣としての摂関の地位が失われたわけではないが、全てを超越した最高権力者たる院の権力のもとに天皇・摂関は包摂されているのである。

藤氏長者固有の伝世品としてその地位を表象する宇治の平等院経藏に納められた宝物に対して、院がしばしば御幸して開扉・観覧していることについて、摂関家と院のどちらに政治的主導性を見出すかで意見は分かれているが、私見ではやはり、摂関家秘藏の専有物を院が特別に観覧する儀礼のなかに、院権力に摂関が包摂されていることが象徴的に示されているとみる¹⁸⁾。また、陣定では天皇の勅裁を補佐する立場に立ち公卿の審議には加わらない摂関が、御前定や院御所議定といった国家大事のためのブレン会議においては指名を受けた他の公卿とともに審議する立場に立つ（最終判断の諮問が摂関一人ではなく複数公卿を対象とする）ようになっていくことも¹⁹⁾、摂関が天皇を補弼して政治を主導する唯一無二の存在としての地位から後退していることを意味する。

こうした専制的院政の権力の根源が皇位継承決定権にあるなら、その終焉もまた皇位決定の主導権の喪失に求められ、承久の乱を区切りとすることができよう。幕府の勝利によって後堀河天皇が即位し、その子の四条天皇の崩御によって系統が断絶した際にも後嵯峨天皇を幕府が擁立するなど、幕府が皇位継承を擁護する体制が生まれる²⁰⁾。鎌倉期には、天皇の交替にもなつて治天の君の地位も移動し、院評定（治天が天皇の場合は鬼間議定）なども新たな治天のもとにスライドする²¹⁾。にもかかわらず、治天の地位・権限をめぐって朝廷内で深刻な暴力的政争が引き起こされないのは、その地位を擁護し保証する権力が朝廷の外部に存在したからである。したがって、天皇が皇位継承決定権を自ら欲したとき、その実現のためには幕府と対決せざるをえなかった。社会全体をみれば、庶子家が惣領家から分出しながら、分割相続から単独相続へと徐々に移行させて互いに所領を集約しようとする争うなか、皇統も持明院統と

大覚寺統に分裂して、それぞれが分散していた所領を「惣領」のもとに集積しつつ両統迭立の皇位継承が行われていく。そうした状況下、文保の和談によって皇位継承が複雑さを増すと、自身の子孫に皇位継承の可能性が極めて乏しい後醍醐天皇は、「惣領」の地位を得てそれを子孫に伝えるべく、倒幕に向かったのである。

白根靖大氏が述べる院伝奏や院評定・関東申次などによって政治機構として整備された制度的院政²⁶⁾を、以上のような外部の存在（幕府）によって律せられた院権力の制度化ととらえたい。

さて、撰関政治・院政を皇位継承システムとの関連から以上のように把握したうえで、再び朱器大饗に立ち返れば、特別視されたそれは全く専制的院政の時期に限定したものであった。皇位継承と連動して撰関の地位に就いた貴族トップが天皇を補佐し盛り立てる特別な役割を果たした撰関政治体制が機能不全となり、院権力のもとに包摂された撰関は、なお天皇補弼の臣として一般政務に当たったものの、国家大事などの裁決にあつては院の指名する他の公卿と同列の存在となる。それまで太政官首班たる撰関のみが行ってきた毎年正月の大饗が同時期に消滅して大饗開催条件が平準化されることは、このような政治的地位の低下を象徴的に示しているとも言える。しかし、一方で外戚の立場から分離した撰関の地位は、師実や忠実が院の指名でその地位についたように、院権力の庇護のもとで御堂流が継承する地位として確立し、公卿最上位の家格としての撰関家が成立する²⁷⁾。撰関・藤氏長者の正月大饗を他の公卿のそれとは異なる特別なものとして認識しようとする「朱器大饗」の呼称の登場も、こうした動向を受けてのことである。

三 鎌倉期の朱器大饗

鎌倉期に入ると正月大饗全般が消滅するため、正月大饗の一種である

朱器大饗も行われなくなる。したがって朱器大饗の消滅は撰関の地位の問題とは直接には無関係である。そうしたなか、鎌倉期に唯一行われたらしい建永元（一一二〇）年の撰政良経の朱器大饗は、建仁二（一一二〇）年の撰政・藤氏長者就任から四年後のことだった。ただし、「朱器大饗」が撰政就任の翌年正月に行われた事例はなく、関白か太政大臣に限られるので、前年四月にすでに辞任しているとはいえず、元久元（一一二〇）年十二月の太政大臣就任を受けてのものと考えられる。この鎌倉期としては異例の正月大饗には、いかなる意味があるのだろうか。

良経は建久七（一一九六）年の政変における父兼実の失脚によって雌伏を余儀なくされながらも、正治元（一一九九）年に左大臣に任じられると、政敵の源通親が死去した建仁二年十月の翌十一月に内覧宣旨を蒙るとともに氏長者の地位も継承し、十二月に撰政となると、中御門京極殿を経ており、ついで元久元年に太政大臣に任じられると、御門京極殿の完成を待つて、翌元久二年十月に新造なつた同殿に移り、ようやく満を持して朱器大饗を執り行うことで、九条家の復活を世に示したとみることもできよう。ただし、鎌倉期にはすでに正月大饗は行われなくなつていて父兼実も朱器大饗を行つてはいないし、正月大饗を前にしてその前提であるはずの太政大臣の職を辞してしまつていないことから、単に政治的復権を受けて開催したというだけではない、より強い動機があつたのではないかと思われる。

ところで、大臣大饗の給仕役（勸盃・役送・手長など）は、殿上人・諸大夫の「役」であり、各大臣が任大臣大饗・正月大臣大饗を開催する都度、撰関がこれを催して大饗の場に提供したようだが、院政期には撰関に加えて院からも指示が出されるようになる²⁸⁾。こうした「役」は、いわば宮廷社会という共同体の構成員がおのおのの負担した相互扶助的な奉仕であり、公卿・殿上人・諸大夫というそれぞれの身分に応じて勤める「役」の一種であると考えられる。それが撰関の催しで動員される

のは、摂関が宮廷社会という共同体をとりまどめて主催する立場にあったことを意味しよう。その催しに院の仰せが加わるのも、摂関およびその主催する宮廷社会共同体が院権力に包摂されていることの表れである。この公卿・殿上人・諸大夫という身分秩序からなる宮廷社会構成員による年頭の饗宴が臨時客であり、一一世紀以降はその開催権が摂関に集約されていたが、白河院の勘当を受けて忠実が宇治に蟄居してから、彼が鳥羽院によって許されて内覧に復帰するまでの一三年間は、新たに摂関の地位に就いた忠通が院の意向を慮って、一度も開催されることがなかった²⁹。これも、摂関が主催する宮廷貴族集団を院が包摂していることを示すものである。したがって、院の合意なくして大臣大饗を実施することは現実的には困難であり、鎌倉期には異例となっていた正月大饗を単発的に突然開催した良経の朱器大饗も、後鳥羽院の合意のもとに実施されたはずである。もつと言えば、この大饗は、後鳥羽院の意向を受けて開催されたものではないかとすら思われる。

この前年閏七月、京都守護として上洛していた平賀朝雅が、彼の妻の母で北条時政の後妻である牧方の首謀で將軍実朝を暗殺して娘婿の朝雅を擁立しようとする陰謀が企てられているという嫌疑によって在京武士によって自殺に追い込まれ、北条時政も伊豆に追放されて義時が執権の座につくという事件が起きた。朝雅は後鳥羽院から厚い信任を受け、近臣の扱いを受けていた人物でもあった³⁰。後鳥羽と実朝との親密な関係もあって、これが直ちに反幕府運動につながるわけではないが、ちょうどこの頃から、西面の武士が創設されるなど、院の武力が拡充され始め、幕府（特に北条氏であろう）に対する失望と忿激も徐々に見え始めるといえる³¹。こうした動向のなか、専制的院権力のもとで貴族集団を束ねる摂政に朱器大饗を開催させて、太政官の結束と摂関家の権威の昂揚を図ることで、幕府の動向を睨みつつ院権力の基盤の強化を目指したのが、良経の朱器大饗だったとは言えないだろうか。

そして、承久の乱で専制的院政が終焉を迎え、幕府によって皇権が擁護される体制に移行すると、後鳥羽院政が抱いたような朝廷独自の権力基盤形成の動機は薄れ、再び朱器大饗が開催されることもなかったのである。

おわりに

以上、本稿では、藤氏長者が行う正月大饗である「朱器大饗」についての事実確認を行い、それを摂関政治体制から専制的院政への政治構造の変化のなかに位置づけることを試みた。

藤氏長者が行う正月大饗では、大臣大饗成立の早い時期から朱器台盤が使用されていたと考えられ、一方、略儀的性格を持つ任大臣大饗では藤氏長者といえども朱器台盤を使用しないというのが、摂関期から院政期を通じて変わらない慣例であった。そのなかで、特に師実の正月大饗から「朱器大饗」という藤氏長者の大饗を特別視する表現が登場するのは、それまで行われていた太政官首班として摂関のみが行う正月大饗が消滅したことを受け、あらためて摂関の大饗と他の公卿の大饗とを差異化しようとする意識が働いたためである。またそれは、専制的院政のもとに政治的に包摂されながらも、天皇を補弼して宮廷社会の貴族集団をまとめ主催するという従前からの役割を変わず担い、院の庇護下で最上位の家格として確立した摂関家の権威を意識したものであった。

鎌倉期には、正月大饗そのものが姿を消すため、朱器大饗も行われなくなるが、例外的に行われた建永元（二二〇六）年の良経の朱器大饗は、建久七年の政変で一時失墜した九条家の復権を象徴するとともに、牧氏の変を受けた朝幕関係のなかで、院権力の基盤拡充を図る後鳥羽院の意向とあいまって開催された特例的なものと考えられる。そして、承久の乱によって専制的院政の時代が終わると、そうした大饗を実施させよう

とすることもなくなり、朱器大饗は歴史の舞台から姿を消すのである。
正月大饗の消滅で使途を失った朱器台盤は、その後も藤氏長者の権威の象徴として代替わりのたびごとに朱器台盤渡りの儀が行われ続けている。表1に示す通り正応二（一二八九）年まで確認できるが、正応年間を最後に慣例的な任大臣大饗の開催が終焉を迎えるのと時を同じくして、史料上から姿を消す。正月大饗のための配膳具である朱器台盤は、大臣大饗の歴史の消長とともにあった。

註

- (1) 『九州史学』一五六、二〇一〇年。
- (2) 『史人』三、二〇一一年。
- (3) 岩井隆次「朱器台盤考」(『古代文化』三五―二、一九八三年)。以下、岩井氏の見解は全てこれによる。
- (4) 上島享「藤原道長と院政」(『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会、二〇一〇年)一九七―一九八頁。以下、上島氏の見解は特に断らない限りこれによる。
- (5) 『図書寮叢刊 九条家本除目抄』下(『宮内庁書陵部』一九九二年)。年代比定は同「解題」による。
- (6) 『図書寮叢刊 九条家本除目抄』下「解題」。
- (7) 遠藤基郎「大臣大饗の非公家沙汰諸国所課」(『中世王権と王朝儀礼』東京大学出版会、二〇〇八年)八一―八二頁。なお、遠藤氏が当該事例を保元三年とするのは誤り。
- (8) 河内祥輔「後三条・白河『院政』の一考察」(『日本中世の朝廷・幕府体制』吉川弘文館、初出は一九九二年)、下向井龍彦『日本の歴史07 武士の成長と院政』(講談社、二〇〇一年)。
- (9) 河内祥輔「朝廷・幕府体制の成立と構造」(『比較歴史学大系I 王権

のコスモロジー』弘文堂、一九九八年)五〇頁。

- (10) 河内祥輔「奈良時代後期政治史の基調」(『古代政治史における天皇制の論理』吉川弘文館、一九八六年)一三二―一三七頁。
 - (11) 佐伯有清「伴善男」(吉川弘文館、一九七〇年)、拙稿「藤原元利万侶と新羅の『通謀』」(『史学研究』二五八、二〇〇七年)一三二―一三五頁。
 - (12) 古瀬奈津子「撰閣政治成立の歴史的意義―撰閣政治と母后―」(『日本史研究』四六三、二〇〇一年)。なお、女性の役割を強調しようとするあまり過大評価に陥りやすいなかにあつて、古瀬氏の考察は母後の権限をかなり禁欲的に明らかにしようとする好論だが、それでもなお人事への関与を強調する見解は疑問であり、根拠とされた事例は年給の申請や人事権者への働きかけにすぎない。年給の申請は朝廷から給付として与えられた権利の行使であり権限ではないし、人事の口入もむしろ人事を決定する権限を持たないことを示すのであつて、人事権があるならその権限で自ら任命すればよく、他者に働きかける必要などない。「関与」などという曖昧な表現は誤魔化しにしかならないので使用すべきではない(何らかの形で人事に「関与」することは、あらゆる政治主体によつてなされることである)。
 - (13) 坂本賞三「藤原頼通の時代」(平凡社、一九九一年)。
 - (14) 五味文彦「馬長と馬上」(『院政期社会の研究』山川出版社、一九八四年)、脇田晴子『中世京都と祇園祭』(中央公論新社、一九九九年)。
- なお、福眞陸城氏は、天皇が神幸路を避けて行幸する理由を雑踏の回避とする(「祇園御霊会と行幸―なぜ天皇は神輿を避けるのか―」『史観』一四六、二〇〇二年)。しかし、根拠に挙げられている事例のうち、『殿暦』永久五(一一一七)年六月十三日条「今日依_二御方違_一行_二幸白河_一、依_二明日祇園御霊会_一無_二還御_一、是御所南ヲ下人狼藉ニ渡故也」は、御霊会の神輿を避けた行幸ではない。前後の記事には約一〇日間隔で方違行幸を繰り返していることが確認され、これもそ

の一つだから、陰陽道の方違であり、翌日還御すべきところ、祭礼の雑踏のために還御を延期したという記事である。また、『中右記』長承三(一一三四)年六月六日条や『玉葉』文治二(一一八六)年六月十四日条で問題となっている雑人による陣頭の騎馬往反は、御所に残される内侍所(神鏡)について言っているものであり、天皇が行幸する理由ではない。わずかな期間の行幸には本来必要のない内侍所を随伴する理由である。行幸を御霊回避とするなら祇園社行幸はその御霊に会いに行くことになり不可解とするが、神社行幸で天皇は決して神域に入ることなく、鳥居の外から奉幣使を派遣するだけだから(嵯峨井建「社寺行幸と天皇の儀礼空間」〔今谷明編『王権と神祇』思文閣出版、二〇〇二年)、靈気に触れることにはならず、奇とする必要はない。

福眞氏が指摘するように、応徳元(一〇八四)年の白河天皇の行幸が初見であるなら、確かに同年の中宮の死去を契機に神幸路回避が始まるとされてきたのは誤りだが、祇園御霊会における天皇の行幸が「方違行幸」と呼ばれることは重要で、やはり単なる雑踏回避ではなく、陰陽神と同様に神の忌を避けるためのものとみななければならぬ。(15)今正秀「院政期国家論の再構築にむけて―王朝国家体制論の視角から―」〔史学研究〕一九二、一九九一年)二二―一八頁。

近年の撰関政治・院政の研究は、例えば上島前掲註四著書のように、主として政治主体の欲する権力への志向性によって論じられ、国家統治や政権内で負う役割という視点が欠落している。政治権力を集団として捉える「政権」という言葉がほとんど使用されなくなり「王権」という権力の核の部分に特化した言葉が盛んに使用される傾向も、このことと無縁ではないように思われる。

(16)院の主導性を指摘するものに横内裕人「宇治と王権―『憂し宇治』の実像―」(院政期文化研究会編『院政期文化論集 三 時間と空間』森話社、二〇〇三年)があり、撰関の主導性を強調するものに末松剛

「儀式・先例からみた藤原頼通」〔平安宮廷の儀礼文化〕吉川弘文館、二〇一〇年、初出は二〇〇四年)がある。尻池由佳氏が指摘する藤氏長者の「宇治入り」における宝物開検のもつ秘儀性と氏長者継承の自己確認、外部へのアピールではない藤原氏内部に向けた性格からすれば(「儀礼構成と準備運営からみた『宇治入り』」〔古代文化〕六三―三、二〇一一年)、その宝物の秘蔵性とは裏腹に第三者でありながら閲覧する院の立場は、本文のように理解するのが妥当である。

(17)坂本賞三「『御前定』の出現とその背景―院政への道程―」〔史学研究〕一八六、一九九〇年)、美川圭「公卿議定制から見る院政の成立」〔院政の研究〕臨川書店、一九九六年、初出は一九八六年)。

(18)河内前掲註八著書。

(19)美川圭「院政」(中央公論新社、二〇〇六年)二四八―二四九頁。

(20)白根靖大「中世の王朝社会と院政」吉川弘文館、二〇〇〇年)。

(21)『季仲卿記』寛治四(一〇九〇)年十二月廿日条(師実)、『殿暦』嘉承二(一一〇七)年七月十九日条(忠実)。橋本義彦「貴族政権の政治構造」〔平安貴族〕平凡社、一九八六年、初出は一九七六年)一〇八―一〇九頁。

(22)『永昌記』保安三(一一二二)年十二月十七日条、『中右記』天承元(一一三一)年十二月廿二日条、拙稿①八六―八七頁。

(23)『中右記』長承二(一一三三)年正月三日条、拙稿①九〇・九六頁。

(24)美川前掲註一著書二二―二三頁。

(25)石井進「日本の歴史7鎌倉幕府」(中公文庫)(中央公論新社、二〇〇四年、初出は一九七四年)三八九―三九二頁。

(26)拙稿②二二頁。